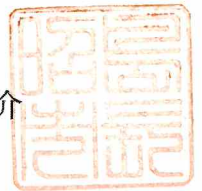


住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり定めたので同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 6 月 3 日

昭島市長 白 井 伸 介



- 1 住居表示を実施すべき区域
上川原町、田中町及び拝島町の各全部並びに大神町の一部
- 2 住居表示実施期日
令和 6 年 8 月 1 日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号
別図「住居表示街区割図」のとおり
- 5 住居番号
別図「住居表示新旧対照案内図」及び「住居表示旧新・新旧対照表」の
とおり